

杉並区立井草中学校 いじめ防止基本方針

校長 今泉 智英

I いじめ問題に関する基本方針

1 いじめの定義・いじめの禁止

・この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第二条 第一項】
・児童等は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法 第四条】

いじめは絶対許されない人権侵害である。いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

2 いじめに対する基本認識

井草中学校教職員は、日常的に生徒一人一人の小さな変化を見逃さずに迅速に対応するとともに、以下の基本認識を踏まえ、常に危機感をもって、保護者・地域・関係機関等と連携して取り組む。

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、いじめられる側にも問題があるとの認識は間違っている。
- ④ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。
- ⑤ いじめは、遊びやふざけあいを装って行われ、大人が気づきにくく判断しにくい形をとる。
- ⑥ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する「観衆」、いじめに暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立つ。
- ⑦ いじめは、その行為の態様により犯罪行為として取り扱われるものがある。
- ⑧ いじめは、教職員の対応力が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、特定の教職員で抱え込まず組織的に対応し、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携してその問題解決を図らなければならない。

3 基本方針

井草中学校の「いじめ問題に関する基本方針」は下記の5点とし、具体的方策としては「Ⅱ 未然防止」以下に掲げる。

- ① 「いじめを生まない、許さない学校づくり」を進める。
- ② 教職員の「気づく力」を高め、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。
- ③ いじめが発生した場合、生徒をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促進する。
- ④ 全校体制による組織的対応を行う。
- ⑤ 保護者・地域・関係機関との適切な連携を進める。

Ⅱ 未然防止

1 生徒との信頼関係の構築

生徒は教職員の言動に対して常に目を向けている。そのため、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、いじめを助長したりする場合がある。そのことを踏まえ、生徒との信頼関係を構築するためにも教師としての誇りと責任をもって向き合う。また、教職員間の共通理解や信頼関係の希薄なところに、いじめを見逃し助長してしまう土壌が生まれることを踏まえ、互いの学級経営や授業、生徒指導等について日頃から意見交換し気軽に話し合える職場の雰囲気づくりに努める。

2 自尊感情の醸成

授業をはじめとして学校の教育活動全体を通して、全ての生徒が「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができる機会を提供し、生徒の自尊感情を高めていくよう工夫する。また、家庭や地域の人々にも協力を求めていくことで、生徒が幅広い大人から認められているという思いがもてるよう工夫する。さらに、それぞれの違いを認め合う仲間づくりや自分のことも友達のこと大切にする気持ちを育てる。

3 教職員の気付き

教職員は「いじめ」についての正しい認識と人権感覚を磨き日頃から生徒の些細な変化に気付く力を高めることが大切である。生徒の表情や服装、声の大きさやトーン、いつもと違った行動パターン、食事の摂り方、持ち物など、生徒と共に活動しながらその心情の状態を推し量る感性を磨くことがいじめの未然防止に不可欠である。特に配慮が必要な以下の生徒については、特別支援校内委員会が教職員への正しい理解の促進を図る。また、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行とともに、保護者との連携、校内の教職員の情報共有、周囲の生徒に対する適切な指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む障がいのある生徒
- ② 海外から帰国した児童・生徒や国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童・生徒、原子力発電所事故により避難している生徒

4 人権教育・道徳教育の充実

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを「人権教育プログラム(学校教育編)」(毎年3月 東京都教育委員会)をはじめ、「いじめ問題に対応できる力を育てるために」(平成26年2月 東京都教育委員会)「いじめ総合対策 第2次・一部改定」(令和3年2月 東京都教育委員会)等を活用し、全ての教育活動の場面を通して生徒に理解させる。

また、「特別の教科 道徳」を通して思いやりの心を育みながら、いじめを傍観しない基盤づくりを進め、相手の考えを尊重して話し合うことができるコミュニケーション力を高め、望ましい人間関係が構築できるようにするなど、人権を尊重し豊かな心を育てる。

5 組織体制

いじめ問題に迅速・適切に対応するため、校内に「学校いじめ対策委員会」を設置する。
その構成は次のとおりとする。

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・いじめ問題対策担当チーフ・学年、学級主任
特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター・保健主任・スクールカウンセラー 他

6 生徒会による活動

必要に応じて「いじめ撲滅キャンペーン」などの生徒による主体的な活動で、生徒自らの手でいじめ問題を根絶していく意識を高め実践していく取組みを教職員は支援する。

Ⅲ 早期発見

1 共感的生徒理解

いじめを見逃さない第一歩として、未然防止と同様に生徒の些細な言動から敏感にその心情を感じ取り、課題については毅然とした対応をしつつ、生徒の気持ちや行動、価値観を共感的に理解する。

2 いじめの特性理解

(1)いじめはどの生徒にも起こりうる

「いじめが『どの子供にも起こりうる』というのは、どのような児童生徒でも被害者になり得るし、また加害者にもなり得るということです」(国立教育政策研究所 生徒指導リーフ「いじめと暴力」Leaf.10)。被害者や加害者になりそうな生徒を予見・発見して対応しようとすることはもちろんだが、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組みを行う。

(2)いじめは見えにくい

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。また、遊びやふざけあい、仲間のような関係性を演出し、部活動の練習のように見せかけるなどの形態をとる。さらに、いじめは「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」という「四層構造」をもっている。また、いじめられても「我慢すれば済む」「他の人に迷惑をかけたくない」「被害が悪化するから」と相談しない生徒が多い。

(3)いじめには様々な態様がある

- ① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間外れ、集団から無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをさせられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

前記の行為が抵触する可能性のある刑罰法規

- ①脅迫、名誉棄損、侮辱
- ②該当なし
- ③暴行
- ④暴行、傷害
- ⑤恐喝
- ⑥窃盗、器物損壊、横領
- ⑦強要 不同意わいせつ
- ⑧名誉棄損、侮辱

いじめられている生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、いじめられている生徒を守り通すとの観点から、毅然とした対応をとる。また、いじめの行為によっては、大人であれば犯罪行為として扱われる場合もあることを周囲の大人も認識し、生徒の指導に当たる。

3 いじめ発見の手だて

(1)いじめの「見える化」

① 毎月末の「いじめアンケート」の実施

いじめの実態把握のため、毎月末に「いじめアンケート」を行い、実態を把握する。収集した情報に基づき、生徒に事実確認を行うにあたっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力して生徒に心理的負担を与えないよう配慮する」

② スクールカウンセラーによる全員面接

平成26年度から開始されている中学1年生対象の「スクールカウンセラーによる全員面接」を通して、中1ギャップを含めた生徒の心情把握とスクールカウンセラーとの関係構築を図る。

③ 全教職員による校内巡回等を通じた生徒理解

学級経営を学級担任まかせとせず、管理職をはじめスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや全教職員が、校内巡回を通して複層的な視点で生徒たちの変化をいち早く把握する。

④ 校内研修の実施

校内研修会で「学校いじめ防止基本方針」の理解、いじめの兆候や危険信号を見逃さない教職員としての資質向上を図る。

(2)保護者・地域との連携

① 各種たよりや保護者会の活用

学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうために、学級・学年・学校だより等を活用してその情報提供に努めるとともに、保護者会の場を通じていじめ防止基本方針等について保護者に対して説明する。

② スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの紹介

保護者や生徒の相談窓口を広げるために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初の保護者会で紹介し、相談の方法等について説明する。

4 相談体制の整備

生徒によるいじめについての相談は、被害が悪化することへの恐れをもちながら、勇気をもって踏み出したと捉えることが大切である。そのため、対応には細心の注意を払う必要がある。

(1) 本人からの訴え

いじめを訴えた生徒の身の安全を保障することを約束し、全力で守り通すことを伝える。具体的には、いじめをしている生徒へのアプローチの手順に関する確認や保護者への連絡の仕方、学校生活の中で教職員の目が届かない時間をつくらないこと、体調不良の時の避難場所等、本人の心のケアをしながら手だてを講じていく。

(2) 周囲の生徒からの訴え

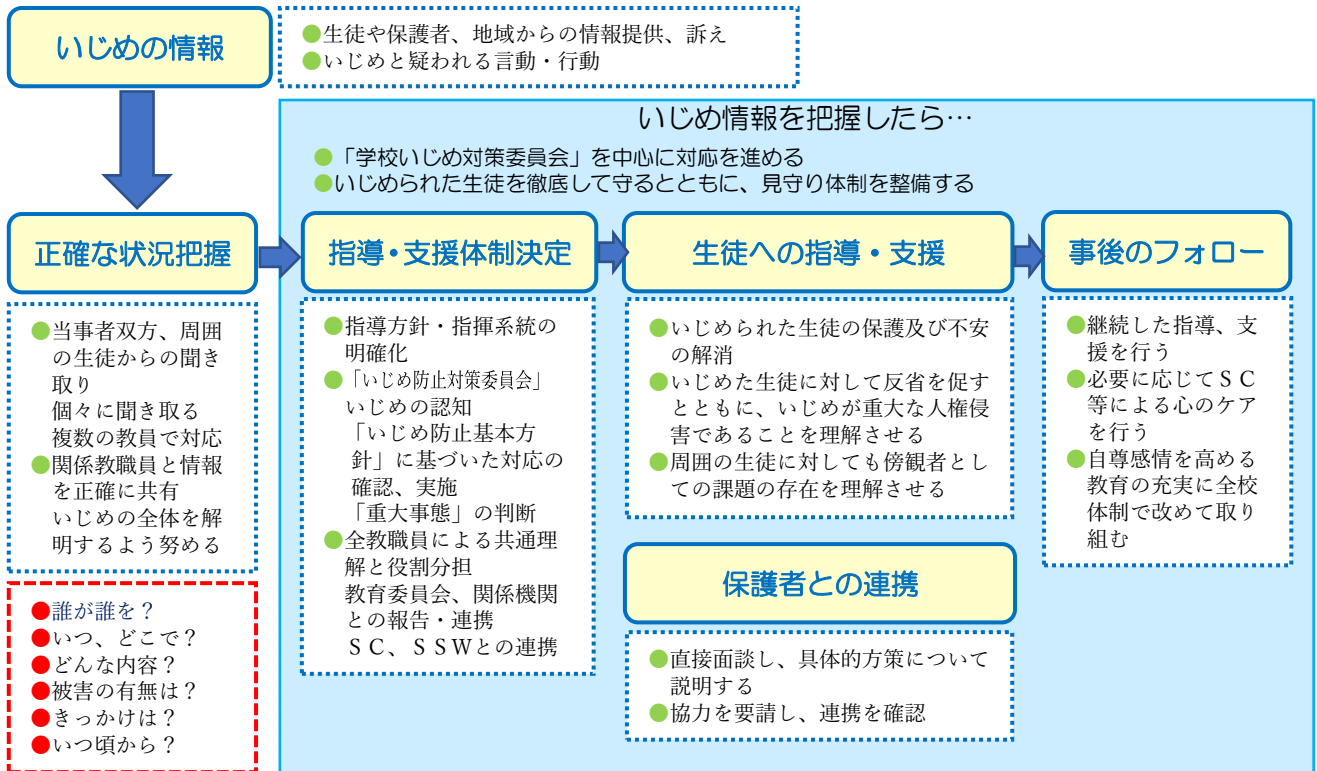
当該生徒が新たないじめのターゲットとならないよう、聞き取りの時間や場所に配慮し、発信元が特定されないよう秘密を守ることを約束し、安心感を与える。

(3) 保護者からの訴え

日頃から信頼関係を構築することを心掛け、こまめな連絡体制をとっておく。生徒に関する良い情報を可能な限り積極的に提供し、相談しやすい環境を整える。相談には真摯に対応し、保護者の思いを傾聴してその理解に努める。

IV 早期対応

1 対応のフロー



2 「学校いじめ対策委員会」のはたらき

定例会議を毎月初めに開催する(緊急対応時を除く)。

「学校いじめ対策委員会」のはたらきとしては、いじめ対策に特化して取り扱うこととし、そこで報告・協議された内容は、C4th や職員会議等で全教職員に周知される。

なお、緊急対応時には臨時でのいじめ対策委員会(本部)を開催し、杉並区教育委員会、荻窪警察署、杉並児童相談所等の諸機関と連携し各対応にあたる。

3 生徒・保護者対応

(1) いじめられた生徒

- ① 生徒: 共感的に対応し、事実確認とともに「守り通すこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ② 保護者: 確認した事実を速やかに面談して直接伝えるとともに、今後の指導方針を説明する。継続して連携し、最終的な解決まで取り組むことを伝える。生徒の様子の変化への注意を要請する。

(2) いじめた生徒

- ① 生徒: 事実確認とともに、いじめをした気持ちや背景を十分に聞き取る。毅然とした指導とともに、苦痛を感じさせたことへの反省を促し、いじめが重大な人権侵害行為であることを理解させる。
- ② 保護者: 確認した事実を速やかに面談して直接伝えるとともに、事の重大さを認識させ、今後の方針を説明する。家庭における生徒へのかかわり方等について助言する。

V ネット上のいじめ対応

1 ネットの特性理解

「ネット上のいじめ」は、ネットがもつ匿名性と簡易性から、発見と指導が困難であること、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまうこと、短期間に深刻な状態にいたる、などの特性がある。また、一旦流出した個人情報は回収が困難であり、デジタルタトゥーとして拡散することで半永久的に残り続ける。画像等は情報の加工が容易にできるため、その影響は計り知れない。

2 未然防止のための手だて

家庭においてはフィルタリングだけでなく、使用上のルール作りを行い適正な利用に関する指導を行う。学校としては生徒の携帯電話や SNS の利用実態をアンケート調査により把握するとともに、「SNS東京ルール」(平成 27 年 11 月)に基づく取組みを充実させる。また、専門機関講師を招き、携帯電話や SNS 等の情報モラル授業や研修を行う。

3 早期発見と対応

問題のある書き込み等については、掲示板のアドレスを記録、書き込みをプリントアウト、スクリーンショット等で画面を保存など証拠として保全することに努め、その後、掲示板の管理人やプロバイダなどに削除を依頼し、それでも削除されない場合は、警察や専門機関と連携し削除を迅速に行うよう依頼する。被害を受けた生徒には、前述のいじめへの「対応フロー」に準じて適切に対応していく。

VI 体制整備

1 校内体制

(1) 学校いじめ対策委員会(再掲)

井草中学校における「いじめ対策委員会」の構成は次のとおりとする。

校長・副校長・教務主任・生活指導主任・いじめ問題対策担当チーフ・学年、学級主任 特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター・保健主任・スクールカウンセラー 他
--

緊急対応時を除き、定例会議は「運営委員会」が開催される曜日に開くこととする。

「学校いじめ対策委員会」のはたらきとしては、いじめ問題に特化して取り扱うこととし、そこで報告・協議された内容は、職員会議等で全教職員に周知される。

なお、緊急対応時には「学校いじめ対策委員会」を本部として、杉並区教育委員会、警察等の諸機関と連携し対応にあたる。

(2) いじめ防止指導計画の策定

年間を見通した、いじめの未然防止のための翌年度の指導計画を年度末に策定する。「いじめ対策委員会」「いじめアンケート」「教育相談期間」等を主な内容として盛り込むこととする。校長は、学校評価にいじめ防止の取組み状況に関する評価項目を位置付け、PDCAサイクルで組織的に取り組む。

(3)「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」等の活用

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」(杉並区教育委員会 令和6年8月改定)「いじめ対応マニュアル」(杉並区教育委員会 令和6年8月)等を参照し、井草中学校のいじめ防止等の取組みに遺漏なきを期する。

2 教育委員会、警察等の関係機関との連携

重大ないじめと判断した場合には、速やかに杉並区教育委員会に報告し、問題の解決に向けた指導助言を受ける。また、解決困難な事案については、警察等の関係機関の協力を受け早期の解決を図る。

指導を受けたにもかかわらず、いじめを繰り返す生徒に対しては、杉並区教育委員会の助言を受け、校長が「出席停止等」の措置を講じる場合がある。

VII 重大事態への対応

「いじめ防止対策推進法第28条第一項」では、重大事態として、その判断の基準を以下のように示している。

- ア)「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(生徒が自殺を企図した場合、金品等に重大な被害を被った場合等)
- イ)いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

1 対応

- (1)いじめ防止対策委員会を設置し対応の中核として位置付ける。
- (2)教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を全校体制で行う。
- (3)生徒や保護者からの申し立て等に基づき、適切かつ真摯に対応し、重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供する。
- (4)いじめを行った生徒及びその保護者に対し、関係機関と情報交換・協議を基に重大事態の事実関係等必要な情報を適切に提供するとともに、適正な指導・助言を与え協力を要請する。また、必要に応じていじめを行った生徒に対し「出席停止」の処置を講ずる。
- (5)教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

※令和7年度改定内容…基本方針の波線部分(.....)

- (1)いじめアンケートの実施を、「年間3回」から「毎月末」に変更。
- (2)いじめた生徒への対応について、「苦痛を感じさせたことへの反省を促す」指導を追加。
- (3)「いじめ防止対策委員会」から「学校いじめ対策委員会」に改称(都内公立学校で統一)。
- (4)区の方針とマニュアルの改定にともなう年月の変更(「平成29年」→「令和6年」)。

※令和8年3月5日改訂内容…井草中学校「いじめ防止」年間指導計画 追記

Ⅷ 井草中学校 「いじめ防止」年間指導計画

月	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	生活指導ハンドブック及び、学校いじめ対策基本方針の職員周知	「井草中の生活」について確認	学校いじめ対策基本方針(HP)
	SOSの出し方(生活主任・特支CO)	SOSの出し方(ロイロ)	
	保護者会・部活動保護会	1年生SC面談(全員)	保護者会
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
5月		学校SNSルール見直し・改訂(生徒会)	
	情報モラル教室(デジタルシティズンシップ)	情報モラル教室(デジタルシティズンシップ)	情報モラル教室(デジタルシティズンシップ)
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
6月			
		WEBQU実施	
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
7月	GIGAワークブック東京(旧SNS東京ノート)	GIGAワークブック東京(旧SNS東京ノート)	GIGAワークブック東京(旧SNS東京ノート)
8月			
	QU研修①		
9月			
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
10月	SOSの出し方(生活主任・特支CO)	SOSの出し方(「心のSOSに気づこう」動画視聴)	
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
11月		WEBQU実施	
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
12月	人権講和(校長・人権担当)	人権講和(全校朝会・生徒朝会)	
1月	QU研修②		
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
2月	新入生保護者説明会にてSNS上の注意喚起(生活指導主任)		新入生保護者説明会にてSNS上の注意喚起(生活指導主任)
	いじめアンケートの集約・確認	いじめアンケートの実施	
3月	学校いじめ対策基本方針見直し・改訂		新入生入学前相談(特別支援CO・教育相談CO・新1年担当教員)
定期的	※人権教育(17のテーマ)に関しては道徳や全校朝会で通年で指導する女性、子ども、高齢者、 障害者 、同和問題、 外国人(国際理解) 、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、 インターネット 、 性的指向・性自認 、北朝鮮拉致問題、ホームレス、アイヌ、人身取引、震災関連		※赤字は本校重点課題であるため、保護者会においても適宜お伝えする